

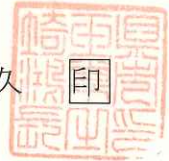
様式第9号（第9条関係）

一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可証

鴻環許第14号
平成28年4月1日

クリーンシステム 株式会社
代表取締役 龍島 延隆

鴻巣市長 原口 和久



平成28年2月25日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条の規定に基づき、次のとおり許可する。

種別	一般廃棄物収集運搬 (可燃物・不燃物・粗大ごみ・特定廃家電)
許可期間	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで
許可条件	(1) 業務の遂行に当たっては、本市の処理計画に従い必要な措置を講ずるとともに、生活環境の保全のため本市の指示に従うこと。 (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令の規定を遵守すること。 (3) 鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同条例施行規則に定める規定を遵守すること。